

大管協情報

2023(令和5)年8月
大阪府公立学校管理職員協議会
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
大阪府教育会館 406号
TEL06-6765-1241 FAX06-6765-1353

人事院・月例給大幅引上げ

8月7日、人事院は国家公務員の給与について内閣と国会に勧告した。月例給の引き上げ幅は29年ぶりの高水準となった。

《人事院総裁談話（抜粋）》

「公務における人材確保は、今、危機的な状況にある。高い志を持つ優れた人材をいかに公務に惹きつけるか。そのためには、異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ一人一人の職員が躍動し、Well-Being が実現される環境を整備する必要がある。働き方改革を確実に進め、公務職場の働き方に対する「ブラック」なイメージを払拭しなくてはならない。超過勤務を縮減するための更なる取り組みを実行する。」

《勧告のポイント》

◎過去5年の平均に比べ、約10倍のベースアップ

1. 初任給の引上げ

高卒：207,120円（+12,000円 8%）

大卒：249,640円（+11,000円 6%）

※上げ幅が1万円を超えるのは33年ぶり

2. 月例給の引上げ（若年層に重点）

平均3,869円（0.96%）の引上げ

※行政職平均月給 407,884円

年収 6,731,000円（+1.6%）

3. ボーナスの引上げ

年間4.40月分→4.50月分

※期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに、0.05月分引上げ

4. 手当の新設

在宅勤務等手当

月に10日を超えてテレワークをする職員に水道・光熱費として月3,000円を支給する

5. フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象となる職員の拡大

- フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）を設定が可能になる
- 現在、育児介護等職員に認められている措置を一般の職員に拡大するもの
- 令和7年4月1日施行

《給与勧告制度の基本的考え方》

- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。
- 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して民間給与水準に準拠して定める。

ライフプランセミナー開催



8月21日、退職予定者(以外も参加)等を対象に、セミナーを教育会館で開催した。参加者約25名。

- 「退職後の生活設計」～今、知っておきたいこと～
大阪府教職員互助組合生活設計相談員 吉田勢子さん
 - ① 定年延長、退職手当、再任用制度について
 - ② 年金の構成・種類、おおよその金額
 - ③ 税金について 退職金、退職後に払う税金
 - ④ 退職後の医療保険、確定申告について
- 退職後のゆとりあるセカンドライフのために
三菱UFJ信託銀行 奥田孝志さん
 - ① 退職金特別プランについて
 - ② 投資運用コースの紹介
- 資産運用スタート「人生100年時代」のリスクに対応
全国教育管理職員団体協議会(全管協) 畠嶋修会長
 - ① ゆとりある壮年期ライフを維持するには
 - ② シニアライフの「備え」、健康と生活を支える経済力
 - ③ 投資・運用に際し、心がけること
 - ④ 新NISAで自ら実践する投資
 - ⑤ 経済情勢を考慮

☆ 資料請求は事務局まで（残部は些少です）

副校長・教頭マネジメント支援制度、創設へ

文部科学省は、公立学校管理職員の長時間勤務を解消するため、「副校長・教頭マネジメント支援員」制度を創設する方針だ。2024年度概算要求に盛り込まれる予定。自治体が支援員を配置した場合、人件費の1/3を国が補助する方向で調整している。

マネジメント支援員の業務として想定されているのは、一般的な事務作業に加えて、出退勤管理、地域・保護者等との渉外対応、調査事務補助等とされている。支援員を、元学校管理職経験者を中心に幅広く募集することになる。

副校長・教頭は業務の範囲と量が多い上に、予定外の様々なトラブル対応に追われている。この制度により、業務負担の軽減に繋がることが期待できる。

この施策は、全管協、大管協が副校長・教頭の業務負担の軽減と、定年退職後に管理職のサポートを目的とした「マネジメントスタッフ職制度」の新設を要求してきたことに合致する。

ただし、国の負担が1/3であることから、大阪での動向に注視し、重ねて要求を続ける。

府教委に要望書を提出

8月3日、府教育庁に赴き、橋本教育長宛の「教育要望」書を手交し、説明を行った。大阪府人事委員会へは、9月8日に給与や人事管理について要望書を手交し説明を行う。大管協の「教育要望」は、管理運営事項を含む教育課題や給与や勤務労働条件等に関わる事項を全般的に網羅したものである。次に、「要望」を基に10月の支部長会で『要求』案を提案し、11月の代議員会で承認・確定する。12月には、府教委に対して重点課題に絞り込んだ内容について交渉する。尚、管理職の処遇改善等について府教委と交渉できるのは、大管協だけである。

◎条例上、要求事項は下記内容に限定される。

- ①給与や勤務時間、休憩、休日・休暇等に関する事項
- ②分限・懲戒・昇任・転任等の基準に関する事項
- ③安全・衛生・災害補償に関する事項
- ④上記以外の勤務条件及び社会的・厚生的な活動に関する事項
- ⑤交渉の手続等必要な事項

《今後の予定》

9月11日(月)	全管協代表役員会
10月3日(火)	支部長会議
10月7日(土)	幹事会(要求案検討)
11月14日(火)	代議員会兼支部長会
10月下旬から	府議会各会派と意見交換会
12月上旬頃	大阪府教育委員会と交渉

管理職員特別勤務手当について

大阪市の修学旅行等、泊を伴う学校行事の引率業務(平日深夜勤務)を行う際に支給される管理職員特別勤務手当について、実際に業務しているにも関わらず、請求および支給が実態通りになされていないとの訴えがありました。

大管協事務局として事態を重要であると捉え、大阪府教育委員会に確認したところ、事務連絡(令和5年2月21日)通りに運用していると回答がありました。

ただし、運用に関して周知が充分でなかった点是否めない状態であることが明らかになりました。

★再度、制度概要を示しますので参考にしてください。

1.支給対象

- ア 所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務した場合
- イ 所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であって所定の勤務時間以外に勤務した場合

2.対象業務

- ア 臨時又は緊急の必要による勤務
- イ その他の公務の運営の必要による勤務

3.支給対象となる具体的な業務例

- ・児童生徒の救急搬送等危機事象対応
- ・学校管理職が直接指示や判断する必要がある打合せ
- ・深夜における児童生徒の見回り

※単に待機していた場合や睡眠をとっていた場合は対象外となります。

《管理職員名簿》訂正・変更等追加のお願い(敬称等略)

- P4→「訂正」学校数一覧 豊能地区
池田市 小学校数9→10 中学校4→5
「追加」 (小中一貫校1) (小中一貫校1)
「訂正」 池田市→箕面市
- P8→「訂正」大阪市立堀江中学校 住所
-550-0015 南堀江3-5-7→550-0014 北堀江4-7-1
- P19→「訂正」吹田市教育委員会
教育未来創生室参事 平場敦子→草場敦子
主幹・指導主事 園田幸→園田章
総括参事 一犬江慶博→大江慶博
吹田市立千里丘中学校 教頭-萩田貴久→萩田貴久
吹田市立山田中学校 教頭 佐藤弘宣→佐藤弘宜

※お手数をおかけし申し訳ございません。

【至急連絡】

既に入会されているが、「会員登録書」(入会申込書)の未提出の方がおられます。至急、手続きを完了してください。「会員登録書」は大管協HPからダウンロードできます。ご活用ください。